

地産品販路拡大に係る企業等とのマッチング支援 実施要項

令和4年6月13日
宮古島市

1. 趣旨

宮古島市産業振興局においては、6次産業化や地産地消の推進を図り、地域内経済循環づくりを目指して様々な取り組みを進めています。

地元農水産物を活用した商品等（地産品：農水産物そのものも含む）について、域外にも販路を広げていくことは、地産品の販売の安定化につながり、ひいては地産地消の推進にも資すると考えられることから、地産品販路拡大に係る地域内外の企業等とのマッチングについて支援を行うため、必要な事項を定めるものです。

2. 支援概要

地域内外の企業等から市に対して寄せられる市内事業者の紹介依頼に対して、公平性を担保しながら、市内事業者を紹介する形で支援を行います。

紹介にあたっては、市内事業者を事前登録することとし、企業等からの要望・ニーズに応じて、事前登録された市内事業者を紹介する形で支援を行います。

(1) 地産品製造・販売事業者の登録

地産品を製造または販売している市内事業者を登録し、登録リストをホームページ上に公表します。

登録手続きに関しては、市内事業者からの申請に基づき、必要な審査を行った上で、登録リストに掲載します。

<掲載項目>

・事業者名（代表者名）・所在地・連絡先・URL・取り扱っている商品と特徴

(2) 企業等からのエントリー

地産品の取り扱いを希望する企業等は、エントリーシートを市に提出します。市の担当者がエントリーシートの内容を確認した上で、企業等のニーズ・要望を踏まえ、必要なマッチングの支援を行います。

3. 登録申請及びエントリーの方法

マッチング支援を希望する際の登録申請及びエントリーは、様式1「地産品販路拡大に係る企業等とのマッチング支援登録申請書」、または様式2「地産品販路拡大に係る

企業等とのマッチング支援エントリーシート」に必要事項を記入の上、宮古島市産業振興局まで提出下さい。提出方法は、電子メールまたは直接窓口にて提出ください。

電子メールアドレス：ss.sangyoshinko@city.miyakojima.lg.jp

窓口：宮古島市役所2階 産業振興局

4. 免責事項

宮古島市産業振興局は、マッチングの支援を行いますが、その後の商談や取引については、通常の民間事業者同士のやり取りになりますので、市内事業者と地域内外の企業等との間で何らかのトラブル等が生じたとしても、宮古島市として一切責任は負いません。

5. 問合せ先

宮古島市産業振興局

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

電話：0980-73-1919 電子メール：ss.sangyoshinko@city.miyakojima.lg.jp

以上

様式 1

地産品販路拡大に係る企業等とのマッチング支援
登録申請書

宮古島市長 宛て

事業者名
代表者名

下記の通り、地産品販路拡大に係る企業等とのマッチング支援について申請します。

記

1. 申請者情報

(1)事業者名・団体名	
(2)代表者名・個人名	
(3)担当者名（(2)と異なる場合）	
(4)企業等所在地・個人住所	
(5)電話番号①	
電話番号②	
(6)メールアドレス	
(7)ホームページ URL	

2. 取り扱っている商品と特徴

商品名・品目名①： ----- 原材料：〇〇〇、〇kg/年 概要：（どのような商品か） 特徴：商品の特徴、商品が生まれたストーリーなど
商品名・品目名②： ----- 原材料：〇〇〇、〇kg/年 概要：（どのような商品か） 特徴：商品の特徴、商品が生まれたストーリーなど

取り扱い商品等が多数の場合には、別紙添付も可能です。

様式2

地産品販路拡大に係る企業等とのマッチング支援
エントリーシート

宮古島市長 宛て

企業名
代表者名

下記の通り、地産品販路拡大に係る企業等とのマッチング支援について申し込みます。

記

1. 企業等情報

(1)企業等名称	
(2)代表者名	
(3)担当者所属・氏名	
(4)企業等所在地	
(5)電話番号	
(6)メールアドレス	
(7)ホームページ URL	

2. 希望する宮古島市内の地産品

<p>活用用途： (フェアなどのイベント、新たな商品開発など、具体的に記入ください)</p> <p>希望する商品や品目の種類など：</p>
